

平成30年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成30年12月21日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第66号 瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第2 議案第67号 瑞穂市農業委員会の委員の任命について
- 日程第3 議案第68号 平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更について
- 日程第4 議案第70号 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第71号 瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第72号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第75号 瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第79号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第80号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第81号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第69号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第73号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第74号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第78号 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第82号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第83号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第84号 瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分の審査請求について
- 日程第20 発議第5号 市長に対する辞職勧告決議について
- 日程第21 発議第6号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書
- 日程第22 発議第7号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書
- 日程第23 発議第8号 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意

見書

日程第24 発議第9号 保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書

日程第25 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	7番	若園正博
8番	森治久	9番	庄田昭人
10番	若井千尋	11番	清水治
12番	広瀬武雄	13番	堀武
14番	広瀬時男	15番	若園五朗
16番	くまがいさちこ	17番	松野藤四郎
18番	藤橋礼治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

6番 杉原克巳

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	宇野伸二
書記	熊崎響		

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆様方、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

## 日程第1 議案第66号から日程第5 議案第71号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議案第66号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてから日程第5、議案第71号瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これらについては産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） おはようございます。

それでは、第4回産業建設委員会の報告を行います。

ただいま一括議題となりました5議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、12月11日午前9時半から、巢南庁舎3-2の会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第66号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、議案第67号瑞穂市農業委員会の委員の任命についてを審査しました。

これらの2議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で同意されました。

次に、議案第68号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更についてを審査しました。

執行部からの補足説明があった後、質疑に入り、委員から、設計時、ボーリング調査は行われていたのかとの質疑に対し、この周辺の地質の状況はある程度把握していたとは思いますが、設計時の機場本体の場所でのボーリング調査は聞いていない。実際に工事に入り、掘削したところ土質の状態が悪く、再度詳細な調査を実施したと聞いているとの答弁がありました。この答弁を受け、当初の設計と大きく変わった点はこの質疑に対し、大きな変更点では、土質の状態

が非常に悪いので、通常の開削工法から、仮設矢板を打ち込んだ後、開削する工法に変更したことと、掘削した時点で地下水位が非常に高かったことから、掘削時の地下水位を下げるため、スーパーウエルポイント工法を追加したとの答弁がありました。

また、工事用運搬路延伸について、当初との変更点はとの質疑に対し、当初の計画より北側の坂路から堤防に上がれるよう工事用運搬路を延伸したとの答弁がありました。この答弁を受け、堤防の上を工事用車両が走る予定であったところの3カ所の家屋調査は必要なのかとの質疑に対し、なるべく家屋から離れた河川高水敷のところでは工事用車両を走らせることとしたが、必要であると判断したとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第70号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について審査しました。

執行部からの補足説明があった後、質疑に入り、委員から、穂積駅北側に民間の自転車駐車場が開設したが、何台収容できるのかとの質疑に対し、台数は確認していないが、一時使用のみの屋外・ラック式の後払い精算機がある無人自転車駐車場である。利用時間については、無人のため終日利用可能であるとの答弁がありました。この答弁を受け、市との使用料金の差はどのくらいかとの質疑に対し、1日の一時使用は50円で、市の第3自転車駐車場が80円で、30円の差があるとの答弁がありました。

また、平成28年度から29年度で使用料収入が減少した要因はとの質疑に対し、穂積駅の北側に民間の無人自転車駐車場が整備されたことで収入が減少したと考えられるとの答弁がありました。

また、指定候補者である蔦井株式会社の評価が高かった理由について、利用者が安全に利用できる施設にするための案が示されていたと説明したが、その具体的な案はとの質疑に対し、具体的な改善策として、誰もが公平・公正に利用できるよう場内外の案内看板の改善や、自転車駐車場内部の支柱に接触防止の注意喚起の表示の設置、施設内の死角にミラー等の設置、スロープの滑りどめ加工といった利用者目線による各施設の問題点の改善などが上げられたとの答弁がありました。

また、市の自転車駐車場は2段式ラックではあるが、上段は使いづらいと聞いている。市では改善を検討しているのかとの質疑に対し、ラックについては聞いているが、改善するには多額の費用がかかるため、今後の検討課題であるとの答弁がありました。

また、自転車駐車場の収容台数は1,695台であるが、利用率はとの質疑に対し、延べ使用台数が何台かはカウントしていないが、年間の利用申請受け付けから計算すると、その稼働率は第1自転車駐車場59.2%、第2自転車駐車場43.9%、第3自転車駐車場76.3%である。計算上あらかわれない部分を含めると、もう少し高い利用率になると思うとの答弁がありました。

また、募集要項についての配布はどのように告知し、また何社申請があったかとの質疑に対

し、ホームページで公表し、4団体から申請があったとの答弁がありました。

また、審査基準に環境に関する取り組みが含まれているが、環境とはどういった点なのかとの質疑に対し、自転車駐車場施設や駅周辺の清掃や、管理する施設の電気代削減などが含まれているとの答弁がありました。

また、自転車駐車場の看板について、市が設置するのか、指定管理者が設置するのかとの質疑に対し、現在の指定管理者が看板を作成して設置している。今後は見やすい、わかりやすい看板について次の指定管理者と協議し、作成をお願いしていくという答弁がありました。

また、使用料収入が事業計画書に提案された年度の指定管理料を超えた場合、対価が必要ではないかとの意見に対し、今回5年間の指定管理料について、使用料収入がふえたから指定管理料もふやすというインセンティブは設けていない。次の5年後の指定管理者の選定時には、使用料収入増は蔦井株式会社の評価が高くなることにつながるものと思われる。逆に、使用料収入が減少した場合、次年度の指定管理料は協議により減額される場合もあり得る。事業計画書で提案された年度ごとの指定管理料は、あくまでも上限であるとの答弁がありました。

また、今まで自転車駐車場で働いていた人が不安視しているという意見はないのかとの質疑に対し、従業員の方からそういった意見は聞いていないが、今回議決した場合、地元雇用を優先するという会社の方針は聞いているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第71号瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、別府のコミュニティ・プラントや呂久の農業集落排水事業が該当されないのはとの質疑に対し、対象事業は都道府県及び人口3万人以上の市区町村の下水道事業及び流域下水道及び簡易水道事業で、当市で該当するのは特定環境保全公共下水道である西処理区のみであると答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成30年12月21日、委員長 広瀬時男。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第66号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議案第67号瑞穂市農業委員会の委員の任命についての委員長報告に対する質疑を行います。

この議案については、14人について議会の同意を求められております。

1人ずつ順にお諮りをします。

まず、青木千恵子君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから青木千恵子君について採決をします。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、浅野隆士君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから浅野隆士君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、市橋直子君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから市橋直子君について採決をいたします。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、岩田政男君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから岩田政男君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、大平康生君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから大平康生君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、久吉祥二君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから久吉祥二君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、高田里美君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから高田里美君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、高田住代君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから高田住代君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、廣瀬普君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから廣瀬普君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、藤橋松男君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから藤橋松男君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、古川正敏君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから古川正敏君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、松野光彦君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから松野光彦君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、馬淵正直君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから馬淵正直君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

次に、森勇君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから森勇君について採決します。

委員長の報告は同意です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。

以上により、議案第67号瑞穂市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定をしました。

これより議案第68号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第70号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号17番 松野でございます。

議案第70号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について質問をいたします。

委員長報告が先ほどございました。今回、蔦井株式会社に決定するというところでございますけれども、これに至るまでの話ですね。要は、瑞穂市ふれあい公共公社で業務をしてまいりました。以前は、施設管理公社あるいは公共サービス、これが平成25年に統合されて、ふれあい公社になったんですけれども、そのときには市が設立者ということで、300万円の基本財産を投入して、このふれあい公社ができたんですけれども、その後、コミュニティセンター関係、あるいは自転車駐車場が指定管理ということになってきました。

今回これの変更で、自転車のほうは蔦井株式会社というふうになるんですけれども、先ほど説明の中に、蔦井さんになったことの評価点をいろいろ述べられておりますが、私も先日、総括質疑の中でお話ししましたように、穂積保育所ときは、公私連携のときには公開でプレゼンあるいは事業計画をやってくれたんですが、今回は秘密だという話をされております。こういった話は委員会の中で話されたのか。

また、コミュニティセンターは期間が3年ですけれども、この自転車の関係は5年ということですね。この違い、こういったお話もされておるのか。

雇用の話もされておりましたが、雇用は、現在多分24人ぐらいでやっておるのが、15人だということですね。お話の中では、何も心配しないというお話でございますけれども、職員が何も言っていないと、心配はしていないと、こう言っておりますけれども、このふれあい公共公社に勤めている職員から聞きますと、今後、こういった公社でやっている業務はだんだん指定管理制度になって、他の機関の会社が入ってくるということで大変心配をしておりますね。要は、そういったことに対して委員会の中で述べられていませんが、話があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） 松野藤四郎議員の質問にお答えします。

駐輪場以外の話はありません。駐輪場以外の話は出てきていません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の駐輪場以外の話はないということですが、これは議題が駐輪場の話ですね。その中の話ですよ。例えばコミュニティセンターですと3年が、この駐輪場だと5年ということですね。その違い、そういったお話が委員会の中であったのか。

それから事業計画、あるいは、そういったことに対してプレゼンをやっておらな困るよという話もされていないよね、何もされていなかったのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） 駐輪場以外、何も審査されておられません。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第71号瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第72号から日程第12 議案第81号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第72号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第81号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

これらについては文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若園正博君。

○文教厚生委員長（若園正博君） ただいま一括議題となりました議案7件について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、12月12日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名の全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求

め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第72号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第75号瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、非強制徴収公債権と強制徴収公債権の違いはとの質疑に対し、非強制徴収公債権とは、例えば幼稚園保育料で、差し押さえや滞納処分を行うには裁判所に訴えなければならない。強制徴収公債権とは、地方税法がもとなる税や国民健康保険税などで、私たち徴税吏員で滞納処分ができるとの答弁を受け、この改正は全国的なものかとの質疑に対し、今は非強制徴収公債権と私債権が同様に債権放棄できるような取り扱いとなっているのが多いとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第77号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、基金の補填を年度ごとに示した表があると、全体が確認できてわかりやすいがとの質疑に対し、基金による補填を年度ごとに示した表は昨年既にお示ししてある。基金を使用した資産割の減額は、平成35年度までに4億5,000万円必要である。

また、県は県内の税率を統一化していく方針である。なお、県は、瑞穂市に1人当たり集める年額を10万8,322円として、県平均が10万4,376円と約4,000円の差があり、被保険者数を掛けると年額約4,000万円となる。その補填をする額が、30年から35年までの6年間分で約2億5,000万必要となり、合わせて7億円必要であるとの答弁を受け、基金の補填や新薬の内容などをわかりやすく表にまとめて広報等に掲載するなど、説明の仕方を工夫すべきと思うがとの質疑に対し、市民にわかりやすくするため検討したいとの答弁がありました。

また、国保運営協議会での内容はとの質疑に対し、2案提出したが、急激な変化をしない今回の案を選択されたとの答弁を受け、国保運営協議会での内容の資料が提出されていると議論がしやすいとの意見がありました。

また、当市は保険税を取り過ぎているため基金がたまり過ぎる。安くすべきではないかとの質疑に対し、国保税は過去、余り税率改正はしていなく、近隣市町と比べると当市の保険税率はかなり低い。当市の加入者は、他市町と比較して年齢が若く、所得が多いため、保険税が高いと捉えられているとの答弁がありました。

また、2年ぐらい前に、国から低所得者の負担を下げるために交付金が来たと思う。国保の運営のためのものであると答弁を受けているが、再度説明をとの質疑に対し、県単位化になった理由は、国保会計が赤字で、一般会計から補填しているところが多いからである。それでは特別会計の意味がなくなるため、この補填等の財源に国が交付金を出したとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第79号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、給与の300万の減額の原因はどの質疑に対し、職員の異動によるものであるとの答弁を受け、給与の高い者が配置がえになったのかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁を受け、共済費も減るのではないかとの質疑に対し、補正をするほどの変動がなかったとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、最後に、議案第81号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、これら2議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成30年12月21日、文教厚生委員会委員長 若園正博。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第72号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第75号瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第77号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） おはようございます。議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

議案第77号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告の中で、資料の8ページの上段のところに、当市は保険税を取り過ぎているため基金がたまり過ぎている。安くすべきではないかとの質疑に対して、その少し後ろに、近隣市町と比べると当市の保険税率はかなり低いと。引き続いて、当市の加入者は、他市町と比較して年齢が若く、所得が多いため、保険税が高いと捉えられている。これ少し矛盾というか、保険税率が低いにもかかわらず、年齢が若く、所得が高いため保険税が高いと捉えられている。つまり、若い人で自営業者が多いから、その彼らの所得が高いから保険税が高いという解釈をされたのでしょうか。または、この文面だけだと、ほかの解釈があるのか、よろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○文教厚生委員長（若園正博君） ただいまの鳥居議員の質問に対してお答え申し上げます。

こうした執行部からの答弁を受けての報告だけをさせていただきました。それに対する具体的内容についての説明は、質疑もなく、そのまま御報告申し上げた内容でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第77号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対意見を述べさせていただきます。

理由については、以下のとおりでございます。

まず第1ですけれども、県の示す標準保険税率に段階的に近づけると。これは改正の趣旨のところで述べられておりますけれども、その理由は、県の示した標準保険税率は当市のあるべき保険税率を具体的な数値で示したものと、このような説明がされておりますけれども、私は、これはそうではないというふうに思います。

標準保険税率は、あくまでも県がそれぞれの市町村に示した納付金、これを県が確保していくための保険税率を示したものにすぎません。そもそも都道府県化に移行しても、保険税率を決めるのはそれぞれの市町村の権限であるはずで、県も国もそれを言っているわけですね。つまり、それぞれの市町村の権限、自治を認めているわけです。標準保険税率に近づけることが瑞穂市の税率を決める判断基準になってしまいましたら、まさにそれぞれの市町村の権限を放棄して、地方自治というものが全く形骸化してしまう、こういうことになるのではないのでしょうか。

また、国民健康保険法の第1条でございますけれども、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的とすると定められています。ですから、当市のあるべき保険税率とは、この第1条の目的に照らしてどうなのか。それぞれの市町村がみずから保険税率を決めること、これが大原則でなくてはならないというふうに思います。また、さらに県の示した保険税率に近づけていくということになりますと、都道府県化によって保険税の値上げが行われる根拠になってしまう、このことを言わざるを得ないというふうに思います。

2つ目の理由でございますけれども、平成29年度の国保会計の決算概要が出されております。これは、9月議会を出されております。それは、次のように述べられております。

他の社会保険、つまり協会けんぽなどと比べて、加入者の年齢構成が高いことなどにより医療水準が高く、保険税の負担が重いと、このように言っておられるではありませんか。このように決算概要で述べられておりますけれども、それでは今回の税率改正で、この協会けんぽと比べても高い保険税の負担というのが、じゃあどのようになったのか、このことが検証されなきゃならないというふうに思います。

今回の税率改正によって、1人当たりの保険税額は、わずかでございますけれども、1,054

円の引き下げになっております。これは、保険税を上げなかったということでは評価できると思いますけれども、しかしながら、今現在、国民健康保険に加入されておられる方々の加入世帯、7人に1人と言われますけれども、こういった方々が、保険税が払えないという滞納世帯になっておるではありませんか。

私は、そういう意味では、今回このわずかな1,054円の引き下げでは、まさに焼け石に水にならざるを得ないというふうなことを思います。ですから、その根本的な解決は、私この議会でも、また9月議会でも申し上げましたけど、国がこれまで国庫負担を削減する、こういうやり方はきっぱり改めるよう、県と力を合わせて国へ働きかけていくということがまず必要だと、そのことがなくて根本的解決にならないというふうに思います。全国知事会は、1兆円の公費負担で協会けんぽ並みの保険税に引き下げを求めています。同時に市としても、高過ぎる保険税が市民の皆さんの暮らしを圧迫しない、積み上げた基金を活用して、緊急にでも1万円ほどの引き下げを行う、これは十分に私は可能だというふうに思います。

また、低所得者にとって大変重い負担になっているのは、その理由は均等割、また平等割、こういう課税が大きな理由になっているというふうに思います。つまり、この均等割、平等割は人头割なんです。頭割りで課税されるわけです。生まれて間もない赤ちゃんであっても、18歳未満の子供であっても、頭割りとして課税をされる。これは、本当に不平等な不公平な税のあり方だというふうに私は思います。いわゆる逆進的な負担、所得の多い少ないにかかわらず、逆進的な負担になっているということを申し上げておきたいというふうに思います。

したがって、全国知事会も、この均等割の見直しの要求を出されております。私は、公費の1兆円負担を投入すれば、均等割、平等割も廃止できますし、協会けんぽ並みの保険料にできると、このことを日本共産党として提案をしたいというふうに思います。同時に、国に対してそのことを求める上でも、私たちの市としても、この均等割の軽減を行う、こういう制度を設けるべきだということを申し上げまして、以上で反対の理由とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第79号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長  
長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方  
は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第80号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委  
員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方  
は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第81号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時39分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

### 日程第13 議案第69号から日程第19 議案第84号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第69号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第19、議案第84号瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分の審査請求についてまでを一括議題といたします。

これらについては総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま一括議題となりました7議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、12月13日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員

が出席し、執行部からは、市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また議案第78号と議案第84号は、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、関係課長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

まず初めに、議案第78号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、施設型給付費負担金779万2,000円、「ちびっこ園・ミズホ」について説明してほしいとの質疑に対し、小規模保育所として、牛牧団地の西側に1月ごろ開設するので、運営費に当たる負担金を補正予算として組んだもののとの答弁がありました。

また、既存の瑞穂市内にある事業所が行うのかとの質疑に対し、建物に関しては、賃貸物件で開設され、事業所に関しては今まで北方町で行っており、瑞穂市の事業所ではない。北方町で行っている事業所が瑞穂市で開設するとの答弁がありました。

また、予防費、風疹予防接種について、新聞に39歳から56歳の成人男性のワクチン接種が無料という記事があったが、今後の見通しはとの質疑に対し、現在、県の事業で一定の条件のもと、来年3月31日まで30歳以上60歳未満の男性の抗体検査が無料となっている。さらに厚生労働省は、39歳から56歳の男性について、抗体検査とワクチンの接種について新年度の春以降に無料とする案を発表したとの答弁がありました。

また、歳入の市民税個人普通徴収滞納繰り越し分と固定資産税滞納繰り越し分の内容はとの質疑に対し、理由としては、滞納整理が順調に進んでいることとの答弁がありました。

また、差し押さえ等どのようにされたのかとの質疑に対し、個別の事例につき、お答えができないが、法律に基づいて順次進めているとの答弁がありました。

また、土木費の道路改良費で、工事請負費5,006万8,000円減額について詳しく説明してほしいとの質疑に対し、昨年から相談を受けていた企業の進出に当たり、開発許可の手続上、接続先道路の幅が9メートル必要であったので、市が企業誘致するという考えのもと、道路整備費を今年度当初予算に計上した。しかし、11月時点においても企業の進出が不透明であったため、減額したとの答弁がありました。

また、将来的に工場誘致するための道路改良であれば、そのまま工事を行い、いつ工場進出されてもいいような形をつくっていくほうが基本ではないかとの意見に対し、進出する企業の業種によって必要な道路幅が違うため、進出する相手方がはっきりした状態になってから必要な道路整備を進めたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分の審査請求について審査しました。

審査を始めるに当たり、委員長より、議案第84号は、「審査請求人」「審査請求代理人」と述べるなど、請求人が特定されないよう最大限の配慮を行って発言される旨、確認されました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員より、例えば障害のある方に合理的な配慮を行ってきたかとの質疑に対し、減免規定については駐輪場の入り口やホームページ等で掲載している。今後は、定期利用申込書に減免規定等をはっきり明示して、わかるような配慮をしたいとの答弁がありました。

また、福祉の制度は、担当課以外も共有し徹底されていく必要がある。今回の事案を受けて規則を変えていく考えはとの質疑に対し、減免の規定は現地の看板等で周知している。また、減免規定のさかのぼりについての規定もない。しかし、障害のある方の立場に立ったサービスができていないのかという非常に難しい点がある。今後は、全体の社会情勢を踏まえて進めていく必要があるとの答弁がありました。

また、諮問先が市議会となっているのはなぜかとの質疑に対し、地方自治法第229条第2項にある審査請求に該当するため諮問をしたとの答弁がありました。

また、自転車駐車場駐車料金減免申請書は平成30年1月21日付であるが、1月31日までの分はどのように判断されているのかとの質疑に対し、申請があった1月21日は1月分であと11日残っているが、3カ月定期の購入時に減免申請書が提出され、減免を受けられるものと解釈しているとの答弁を受け、施行規則第4条第3項にある、市長が特別の理由があると認めた場合とはどのようなときかとの質疑に対し、具体的には言えないが、ほかに利用される方との公平性を考えた上、行政手続上問題ない状況でなければ適用されないとの答弁がありました。

また、今回市としては落ち度がなかったと考えているのかとの質疑に対し、落ち度はなかったと考えているとの答弁がありました。

また、現在の市のホームページでは、減免申請は申請以前にさかのぼって適用することができないとあるが、これはいつからかとの質疑に対し、この事案が発生してつけ加えたとの答弁がありました。

また、利用対象者に対して表示の仕方、看板の設置を今後どのように考えるかとの質疑に対し、次期指定管理予定者は、事業計画書の中に利用者目線のわかりやすい看板を設置するとあり、現地を確認しながら協議したいとの答弁がありました。

その後、休憩をとり、委員会再開後、裁決書（案）主文のとおり、本審査請求を棄却すべきものと認めるとの意見がまとまりました。

その後、討論に入り、反対討論では、障害のある方に合理的で十分な配慮が行われていたとは言えない。私の意見は、それが不十分だったとして、棄却すべきには反対で、認容すべきであるといった意見がありました。

棄却すべきものと認めるとした意見の委員からは、今後はわかりやすい看板の設置や表示を

するべきである、障害のある方には合理的で十分な配慮が必要であるといった意見がありました。

その後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、総務委員はふれあい公共公社の評議員となっているが、問題ないのかとの質疑に対し、評議員の役割は、公社の経営状況等を審査していただいている。今回の議案は、指定管理者をふれあい公共公社にするというもので問題ないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議案第74号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第82号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらの3議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、100分の30に相当する額の根拠はとの質疑に対し、特別職に関しては特に法令等定めがないので、本人の意思ということになる。他市町の状況も見て、市長が判断されたものであるとの答弁がありました。

また、配慮に欠ける発言に対する責任を明確にするとは、誰に対して責任を明確にされているのかとの質疑に対し、市民に対し、目に見える一つの方法と理解していただきたいとの答弁がありました。

また、市民から直接市長のもとへ声はあったのかとの質疑に対し、電話での直接の問い合わせ、ホームページのコメント、投書などの方法で意見があったとの答弁がありました。

また、市民の声を聞いて、市長がこのような判断をしたと理解すればよいのかとの質疑に対し、市民の声もある中、全体としてその責任を重く感じ、決定をしたとの答弁がありました。

また、実際の責任の重さとして、これでいいのかどうか分からない。附帯決議を提出したいとの発言がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

その後、議案第83号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議が提出されました。

内容については、本議案は、平成30年11月6日に高山市で開催された第8回平和首長会議国内加盟都市会議総会での平和に関する取り組み事例の報告の際、平成27年度に当市が実施した

長崎市へのピースメッセンジャー派遣事業で、市長が配慮に欠けた発言をしたことに対する責任を明確にするためのものである。よって、市長は今回の件を深く反省し、慎重で、かつ相手や周囲に配慮した適切な言動を心がけられたい。また、二度と瑞穂市民に不愉快で恥ずかしい思いをさせることのないようかたく誓い、ここに宣言されることを強く要望する。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で附帯決議も可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成30年12月21日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第69号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第74号について質疑をしたいと思います。

委員長報告ですと、質疑、討論なく全会一致という話でございますけれども、この報酬及び費用弁償の関係ですけれども、今回、人事院勧告等で3%の賃金アップの関係での提案だと思っておりますが、最低賃金800円が825円ということですね。今回、行政職の給料表の4級の職務に對しての方々が対象で3%上がっているんですが、5級にある職務については、今回見直しをされておらないということでございます。この辺のお話がなかったかなあと。

もう一点は、管理職の手当です。管理職員特別勤務手当で、これは、選挙に関係するものについてはどうも金額が上がったような感じですが、通常……。

[「それは、82号の内容じゃないですか」の声あり]

○17番（松野藤四郎君） それは、要はこのページに書いてあるように、瑞穂市職員の給与に関する条例も含めておるんですね。第23条2の規定にするとおっしゃっていますので、この議案の中で。議案の中に、ページがないんですが……。

[「82号じゃない」の声あり]

○17番（松野藤四郎君） 違う。これ、74号に入っている。行政職の4級。ページは、皆さんの相談員とか何かの月額が書いてある次のページの第2条の中の2に、職員の給与に関する条例の第23条2に規定すると、こうおっしゃっていますので、今回は選挙の関係に対しては報酬を見直しておるんですが、要は、管理職職員の特別勤務手当については1回当たり8,000円とか、6,000円とおっしゃっておるんですが、この整合性がよくわからないので、そういったお話がされていたのか、お尋ねしたいと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号17番 松野藤四郎議員の質問に対し、答弁させていただきます。

現在、今、議案第74号の中の瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査の中で、職員給与の5等級あるいは4等級のそういう関連する質疑はございませんでした。

先ほどのもう一つ、管理職特別職員の給与等に関する、そういう関連のことについても、議案第74号の審査の中には一切質問もございませんでした。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第78号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

それでは、議案第78号の平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、委員長のほうに御質問をさせていただきます。

この報告いただいた内容の中に、ちびっこ園のミズホについて、委員の方から、施設型給付費負担金779万2,000円、「ちびっこ園・ミズホ」について説明してほしいということの質疑に

対して、執行部のほうからは、小規模保育所として牛牧団地の西側に1月ごろ開設するので、運営費に当たる負担金を補正予算として組んだものという御答弁があった旨の御報告をいただきましたが、先日の新聞報道によりますと、瑞穂市において、またこれは県のほうの報告ということで、待機児童が12名ほど、一番近々の報告がなされました。12名ということの中で、執行部のほうも事前にこの数字を知っておったわけではないと思いますし、当然この一般会計の補正予算を組まれた時点で、その数字をつかんでおられたわけではないとは思いますが、そのような待機児童の、瑞穂市が抱える12名というような数字であったと思いますが、そのお話、御説明があった中で、このような答弁がなされておったのかどうかについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

また、もう一点につきましては、土木費の道路改良費で、今回減額をされた5,006万8,000円、こちらについての答弁の中で、進出する企業の業種によって必要な道路幅が違うため、進出する相手方がはっきりとした状態になってから必要な道路整備を進めたいという執行部からの御答弁があったそうでございますが、それについて、再度の質問がなく御報告をいただいておりますので、再度の質問はなかったと思いますが、工業導入地域であると思いますが、これは中地域の進出する企業の業種によって道路幅が違うのではなく、開発規模によって当然道路幅というのも決まっておると思います。これは、開発の規模というのは瑞穂市行政の開発規模ということであって、企業が進出されるに当たっての道路幅が違うということになりますと、業種によって、この導入地域の道路幅が9メートルであったり、12メートルであったり、6メートルであったりというようなことは到底考えられんと思いますので、そのような再度の質問はなかったとは思いますが、それについての執行部からの御説明はあったのかどうかをお尋ねさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号8番 森治久議員の質問にお答えいたします。

質問は2点あったんですけれども、まず1点についてお答えします。

平成30年度の瑞穂市の補正予算書の23ページの中に、款3民生費、項2児童福祉費、その中の保育所費の中の19負担金、補助及び交付金の中の施設型給付費負担金の中の779万2,000円の小規模保育園のちびっこ園の設置の内容については、今回、待機児童12名出ているんですけど、具体的にその対応とか、その内容については出ておりませんでした。委員長としての内容ですけれども、今回の待機児童との関係と国の制度の小規模の保育所との関連性は全然ないので、そういうふうな内容でございました。あくまでも今回は、ある物件を賃貸で借りて、建物はそのまま。この今回の779万2,000円については、運営費について補助するという説明を受けています。

あと、2番目の今回の資料の中の26ページの中の款8土木費、項3道路橋梁費、目2の道路

改良費の中の工事請負費の5,006万8,000円の減額についてでございます。その執行部のほうの説明の中で、委員長としての考えの中を含めて、市道というのは6メートルでございますけれども、今回この十七条の開発については1ヘクタール以上ということで、今回そういう進出する企業は、この予算で見ておるのは9メートルだと。ところが、その地域は工業導入法の地域でございますので、6メートルでもあり、9メートルでもあり、将来14メートルの企業進出の可能性があると。この委員長の報告の中にも書いてあるんですけども、工業導入の区域ですけども、企業の規模によって、要するに道路幅員を変えて整備をしていきたいというような執行部の答弁がありました。企業の進出によって道路幅員を変えていくというようなことでございます。今回、この予算は幅員9メートルでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、委員長のほうから御答弁いただいたわけでございますが、まず小規模保育所でございますが、こちらについては、私が伺いたかったのは、委員長、お答えはいただけたとは思いますが、先日の報道で、12名の待機児童が瑞穂市でまた新たに発生した。その前はゼロに一度なっておるんですね、4月に発表された県からの報告によりますと。それが、今現在で、また近々の報告によりますと12名ということでございまして、行政の保育施策としては、これは一過性のものであって恒久的な政策ではないと私は思う中で、瑞穂市は、今現在、公私連携型の穂積保育所が整備されつつありまして、その後、生津の保育所または牛牧の第1保育所ということで計画を持たれておられます。

こちらのほうの計画がある中で、何ら半年以上報告がない、進展がない中でこのような予算が出されましたので、再度私がお尋ねしたかったのは、その待機児童のお話がある中で、また先ほど申し上げた生津の公私連携型の保育所、牛牧の第1保育所のほうの公私連携型の進捗状況の説明があったのか。また、その整備が困難をきわめておるという中で、このような一過性の施策の一般会計の補正予算の御説明があったのかということをお伺いしたかったわけでございますが、お答えいただければ、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号8番 森治久議員の質問に対して答弁します。

そのような内容の話はございませんでした。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第82号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

私は、議案第82号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

提案理由は、民間給与との較差に基づく人事院勧告、本年8月10日付に伴い、市職員と議員と常勤の特別職職員について、給与その他の改定、多少ですが上げるわけですね。これが理由です。市職員については、宿日直手当、期末手当・勤勉手当及び給料表の額、また議員と常勤の特別職職員については、期末手当の額を改定するものです。

次に、反対の理由を述べます。

私は、今までこれに時に反対し、大抵は賛成してまいりました。今回は反対したい。基本的に、私は公務員の給与というのは、ある程度ですが、特に高いというのは反対するんですが、民間との較差がないというか、ある程度安定して仕事をし続けるために安定した給与が必要だと思っていますので、基本的に反対していません。しかし、瑞穂市議会議員の給与・報酬については、非常に低いランクにあるものですから、上げてもいいという態度でずうっと来ました

し、今回も基本的にはその考えは変わっていません。にもかかわらず、なぜ反対するかを申し上げます。

2点あります。1つは、インターネットというのはさまざまな情報が得られるわけですが、この中には、今回のこの較差、是正で上げる、そのもとになったデータは操作されているというニュースがあるんですね。何を操作しているかという、国家公務員の管理職以上のデータを抜いているという情報があります。そんなことないんじゃないと普通なら思うんですけど、今のこのところずうっとの森友以来の政府のやり方が国会で明らかにされているのを見ると、物すごく情報操作していますよね、データも。あの流れを見ると、しているかもしれないとやっぱり思えるわけですよ。私には確認の方法がないので、大きいクエスチョンがついたままなんですけど、うーん、やるかもなと思えるわけです。それがまず1点です。もとになったデータが操作されている。

それから2つ目は、国民の税金の使い方が、私にはますます納得できなくなっているんですね。安倍首相の海外へのばらまき、何兆円と書いてありますね。それから防衛費、トランプさんの言いなりになってというか、物すごい上がっていますね。これは、後で後期高齢者の1割負担を2割負担にするという意見書のところで、賛成討論で詳しく述べたいと思っていますが、このように、国民の税金の使い方に納得できない、特に国の。この議案は、国のおりてきているので、この議案を出した瑞穂市役所のやり方に非常に不満だというわけではありません。ちょっと妥協せざるを得ないというか、役所としてはと思うので。しかし、大きく見たときに納得できないので、もとす広域議会でも反対しました。そろえます。以上が反対の理由です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第83号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についての委員長報告は、原案を可決した上で、別紙附帯決議案を可決するべきとするものです。

したがって、まず原案について委員長の報告に対する質疑、討論、採決を行います。原案が

可決されましたら、附帯決議案についての質疑、討論、採決を行います。

これより議案第83号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

この議案に反対します。

なぜかその理由は、この配慮の足らない発言というのが、実は9月15日に、個人のフェイスブックに市長が公文書をアップしたということがあり、これについて、市長の答弁も同じように配慮が足らなかったということで、要は2回目なんですね。非常に配慮の足らない軽率な言動が。今回が初めてであれば、次回からは非常に配慮して、そういうことに注意をしていただければいいかなあと思ったんですけど、実は2回目なんですね。しかも、そんなに間を置いてなくて。つまり、1回目からどうも反省が足りないんじゃないかという意味において、今回2回目であるということについて、この3カ月、3割です。

原案の内容は、ちょっとこれでは責任をとるという内容には当たらないと思ひまして、反対とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議案第83号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議についてを委員長にお尋ねいたします。

内容を読み上げますと、本議案は、平成30年11月6日に高山市で開催された第8回平和首長会議国内加盟都市会議総会での平和に関する取り組み事例の報告の際、平成27年度に本市が実施した長崎市へのピースメッセンジャー派遣事業で、市長が配慮に欠けた発言をしたことに対する責任を明確にするためのものである。

よって、市長は今回の件を深く反省し、慎重で、かつ相手や周囲に配慮した適切な言動を心がけられたい。また、二度と瑞穂市民に不愉快で恥ずかしい思いをさせることのないようかたく誓い、ここに宣言されることを強く要望するとあります。

11月6日の性的発言から2カ月近くが経過しております。今さら誓うにしても、時既に遅いかと思われませんが、一体いつどこで宣言されるかの質疑、討論があったのか、委員長にお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号1番 松野貴志議員の件ですが、議案第83号の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議についての市長の不適切な発言についての市長からの説明はございませんでした。

以上で答弁といたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） それでは、別の視点からお伺いします。

今回の附帯決議の内容には、市長は今回の件を深く反省し、慎重で、かつ相手や周囲に配慮した適切な言動を心がけられたい。また、二度と瑞穂市民に不愉快で恥ずかしい思いをさせることのないようということになってございますが、二度ととあります。もし、また同じようなことが起こった場合どうするかの質疑、討論はあったのかをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号1番 松野貴志議員の質問の中に、市長は、二度と不適切な発言についての明言の答弁はございませんでした。先ほどの松野議員の内容については、話も出ていませんでした。審査していません。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、ちょっと皆さんに時間を頂戴いたします。

市民の皆様を初め、多くの方々に不快な思いをさせ、まことに申しわけなく、深く反省いたしております。

瑞穂市が発足したとき、瑞穂の名は、「瑞」はみずみずしいをあらわし、「穂」は実りをあらわし、まさにみずみずしい清らかなまち、実りの多い心豊かなまちをあらわしたと伺っております。この瑞穂の名に恥じないよう、慎重で、かつ相手や周囲に配慮した言葉、行動に心がけることをここに宣言いたします。

平成30年12月21日、瑞穂市長 棚橋敏明。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第84号瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分の審査請求についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

委員長報告の中に、13ページ、施行規則、これは瑞穂市自転車駐車場条例施行規則ですが、第4条第3項にある、市長が特別の理由があると認めた場合—— 還付できるということですね——とはどのようなときかとの質疑に対し、具体的には言えないが、ほかに利用される方との公平性を考えた上、行政手続上問題ない状況でなければ適用されないとの答弁がありました。

たとあります。

私は、この議案に賛成するか反対するかを考えたときに、やっぱりここなんです、自分で考えていると。傍聴しました、委員会を。ここについて、これ以上どういふときなのか、具体的には言ってもらわなくていいけれど、行政手続上問題ない状況でなければ適用されない。つまり、行政手続上問題ない状況であれば適用されるわけですね。ですから、行政手続上問題があるない状況というのはどういふことなのかを本当はわかって、自分が賛成するか反対するかを決めたかったんです。

ということで、ここについてもう少し、具体的なことは言わなくもいいから、どういふ状況であるかの話し合いはあったでしょうか。思い出すと、余りちょっとぼうっとしていてわからないもんですから、確認させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号16番 くまがいさちこ議員の質疑に対し、答弁させていただきます。

今回の審査請求人、審査請求代理人の内容については、市の自転車駐車場の駐車料金を減免してほしいというよな処分に対して、還付してほしいということですが、瑞穂市自転車駐車場条例施行規則の第5条第2項の中に、あくまでも申請して、それから減免申請の適用となるということで、今回、定期券の11月、12月、1月の、1月21日にあつて、途中の要するに定期券の還付請求については、瑞穂市自転車駐車場条例施行規則の第5条の第2項の規定に当てはめると、今回のこの内容について、棄却するべきと認めるについて行政上問題ないということ。以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） もう一度かね。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 先ほどのくまがい議員の質疑に対して、そのような話は出ておりませんでした。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居です。

本人が、最初にこの定期券の申し込みをしに行ったとき、または本人でないかもわかりませんが、そのときに対応したスタッフが、その方がひよっとしたら障害者、療育手帳を持っておられるかどうかということがわかったのではないかと、そのときの状況についての説明はありましたか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 4番 鳥居議員の質疑ですけれども、審査の中でそのような内容は出ておりませんでした。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、お手元に配付の答申に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本件に対する委員長の報告は棄却すべきものと認めるものです。本件を委員長報告のとおり答申することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第84号は委員長の報告のとおり答申することに決定をいたしました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。再開は1時15分、お願いいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時22分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第20 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第20、発議第5号市長に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

発議第5号について、市長に対する辞職勧告決議ということで提出をし、発議者は松野藤四郎、賛成、小川理議員、同じく鳥居佳史議員、同じく松野貴志議員、同じく堀武議員の賛同を得まして、市長に対する辞職勧告決議について。

上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市会議規則第13条第1項の規定により提出をします。

朗読をもって決議といたします。

市長に対する辞職勧告決議。

本議会は、市長 棚橋敏明君に対し、次の理由により辞職勧告を決議する。

理由としまして、棚橋市長は、平成30年11月6日、高山市で開催された第8回平和首長会議で、被爆地長崎市へ平成27年度に派遣した中学生の活動について、「汗でブラウスが透け下着が見えるほどだった」と発言した。これに対するセクハラ疑惑が毎日のようにマスコミをにぎわしている。

棚橋敏明君は、市民より厳粛なる負託を受け、市民を第一に考え、市政の執行に全身全霊を注がなければならないという市長という公職の身にありながら、今般の一連の報道により、瑞穂市の信頼を失墜させ、市民との信頼関係はもとより、被爆地に派遣された中学生、市職員、瑞穂市を取り巻く多くの方々、県・国を初めとした関係団体、そして市政に対する信頼を損ない、瑞穂市の印象を著しく低下させたことは断じて許されるものではない。

市職員との信頼関係が失われ、行政の展開にも影響が出ている。よって、その責任の重大さを深く認識し、直ちにみずからの意思により市長の職を辞するよう強く求める。

以上、市長に対する辞職勧告決議といたします。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

市長に対する辞職勧告決議、本議会は、市長 棚橋敏明君に対し、次の理由により辞職勧告

を議決する。この発議に対して、反対の立場で討論いたします。

11月30日に12月の定例会が始まって、ちょうど3週間たちました。この発議第5号が初め出てきて、非常に悩みました。賛成するか、反対するか、棄権して、この後出ていくことにしようか、3週間悩み続けて、きのうかおととい反対することを決意しました。

反対の立場でここに立つということは大変苦しいです。私にとってはリスクを伴います。この後、これに賛成する人たち、提案者たち、それから日々高まる現市長に対する批判の市民たちから、くまがいさんって現市長派だよと、きつと言われるということがわかっているからです。ええっ、あの人って寝返っているんやねえみたいなことも言われるでしょう。でも、よくよく考えて、やっぱり私なりに筋を通したい、反対を表明しておきたいという結論に達しました。

論点は、3点にまとめてみました。

先に3つ言います。まず1つ目、辞職が妥当かということです。きょう、ゴーンさんがまた再逮捕されたそうで、あれも妥当かどうかでもめているんですね。最初はもちろん妥当だということではあつとあったんですけど、揺れ始めましたよね。常に、何か犯したときに、それが妥当かどうかというやっぱり判断を、頭を使って、心じゃなくて頭を使うことが求められると思います。これもそうだと思います。妥当か。

それから2つに、この議会で一般質問も含めて議論されたというか、発言があった、その辞職すべきだという訴え方が妥当だったか。これが2つ目です。

それから3つ目に、議員って、どういう立場、どういうことが役割なのかと、これをやっぱり私は、この3つ目が一番なんですけど、この3点の論点で考えた場合に、私は反対と決めました。

1つ目から御説明申し上げたいです。

この辞職勧告決議案が出たということは、いち早く新聞なんかでも報道されました。いろんな人からいろいろ聞きましたが、県庁の職員の中で、主にこういうことに詳しい方から、騒ぎ過ぎだと思うよという電話をいただきました。へえ、そういうかなり専門的な人って、そう思っているのかみたいに思いました。そのときは、だって春に市長選挙があるからねと言ったら、そうだよねと、そのための動きだよねと言われました。

お二人目はマスコミ関係の方ですが、騒ぎ過ぎよと。だって、どれだけ議会でどれだけのはラスメントが行われているか知っているのと、それ全然書いたことないでしょうと言ったら、つまり議員の中にも、議員は書かれへんと、新聞に。市長は書かれるで問題になるけど、議員なんか書かれへんで問題にならへんと言った人が中にいるからです。全然反省もないし、繰り返されてきました。私だけじゃないですよ、次々とターゲット、こちら側にいる方もですね。執行部の方も、次々にターゲットが変わって繰り返されていますね。全然反省なんかないです、

当事者も。それからお仲間の方も容認しているわけですよ、結果として。私の発言中、いつもにやにやしている。この間もそうですね、せせら笑いから始まりました。抗議すると、「はい、発言していいですよ」と。どなたが議長なんですか。全く反省ないですよ。それでどれだけ傷つくかという話なんですけど、要するに、この間の一般質問で申し上げました。マスコミにこれだけ取り上げられるのは、業界の事情がある。よそが書いたら、取り上げたら、取り上げざるを得ない。それにあおられるわけですよ。この2つから、辞職が妥当かということをつくり考えました。

理由として、決議案に、ここの部分は妥当だと思います。真ん中辺ですね。今般の一連の報道により瑞穂市の信頼を失墜させ、市民との信頼関係はもとより、被爆地に派遣された中学生、市職員、瑞穂市を取り巻く多くの方々、県・国を初めとした関係団体、そして市政に対する信頼を損ない、瑞穂市の印象を著しく低下させた。情報公開請求で、この件に関しての情報公開請求をしました。私は30枚ぐらいとりましたけど、大方は悪口・ばり雑言です。悪口、ののしり言葉、言いたい放題ということです。長崎市の方からも来ていますね、抗議が。このとおりです。だから、書いたのは。その中には、反省はして、あとやっぱりきちんとやってほしいと、市長として。応援するのも何通かはありました。

この妥当な理由の下3行が、今読んだのとつながるかということです。さっき読んだことですね。低下させたことは断じて許されるものではないと。私も許しません。一般質問で申し上げたとおり、非常にひどいと思います。私は、配慮に欠けるなんてもんじゃなく、まず思慮に欠けると思いますよ。市長としてふさわしくないと思いますよ、市を代表する者として。一般質問でも申し上げたとおりです。

しかし、だからといって、その下3行、市職員との信頼関係が失われ、行政の展開にも影響が出ている。よって、ここからですね。その責任の重大さを深く認識し、直ちにみずからの意思により市長の職を辞するよう強く求める。ここに何で行くのか、理由が書いてありませんね。

私たちはいろんなミスをおかすわけですよ。生身ですから、誰にも欠点がありますから、能力不足ですから、誰でも。私たちも、議員として随分能力不足だと思いますよ、瑞穂市議会議員として。市長もそうでしょう。私と市長は似ているところがありまして、どこが似ているかというと、市長は急に市長になられたんですよ。もう何年も前から市長になりたいと思って研さんを積んでこられなかったと思いますよ。私も、ほとんどいきなり議員になったんです。本当に驚きました。わけがわからない議案を勉強する段階から私は議員の仕事をしたので、本当に勉強しなきゃいけない仕事なんだなあと、そこは似ていると思うんですよ。だから、いろんなミスをおかします。

このミスですね。理由を、この3週間、この決議案を出された方たちは一般質問でも発言なさったわけですよ。それを聞いて、2番目に入りますけど、この訴え方は妥当だったか。じ

いっと見させていただきました。結論を先に申し上げますと、やり過ぎだと思います。やはり多くの見識を持った方が言われるように、市長選挙を4カ月先に控えて、政争の具としてあおっている。一般質問のときには、トランプ現象と言いましたけど。それを聞いていて、聞くにたえない。議員は単純過ぎるという理由で、途中で帰られた傍聴者もいましたね、これも一般質問で申し上げましたが。

つまり、市長に対しても人権侵害しているわけですよ。セクハラというのは、一般質問のときに申し上げましたが、人権侵害なんですね、ハラスメント全般。一連のこの出した方たちの一般質問を聞いていても、やり過ぎ。とことんやり過ぎです、そこだけ。人権侵害まで行っていると思います。それを続けてきた瑞穂市議たち、容認してきた瑞穂市議会として妥当なのか、私はお聞きしたい。同じことをやっているじゃないですかと。現在もですよ、反省せずにです。

市長は、非常に反省なさって、反省がどこまで生かされるかは今後ですけどね、人間ってそんなに急に変わりませんから。だけど、少なくとも反省したことは事実。議員の方々は、ほとんどの方が、全員じゃないです、ほとんどの方が、特に当事者で反省した人はいなかったと思いますよ、今まで。今もです。こうやって言われることをせせら笑っている人もいまだにいます。ここからよく見えますよ。反省なんかしていません。これからも繰り返すでしょう。

私、何年か前に懲罰を受けました。そのときに、この中にいる方、ここに立って私を責める発言をしました。そのときに私の友人がそこに傍聴に来ていて、貧血を起こしたんです。余りの攻撃のすさまじさに。廊下の長椅子に行って寝ていました。私は、あら、疲れたのねと思っていたら、後から知りましたが、余りの激しい攻撃で貧血を起こしました、私の友人。その人がまた今回来て、瑞穂市議会って全然変わっておらんのやねと言われました。そういうことです。そして、退席した市民もいるわけですよ。良識のある市民だと私は思いました。

3つ目を申し上げます。議員の仕事とは何か、どのように果たすべきかということを考えました。議員は、選挙で選ばれて議員になります。上から何番までというふうに。私なんかは、特に当選に必要なすれすれの票で来ているわけで、上位の人も全員、全体の有権者の信任を受けていませんよね。市民の一部から選ばれて出てきているわけです。でも、憲法15条にあるように、公務員は全体の奉仕者である。出てきてしまって、公務員になったら、もう全体を見回して判断しなきゃいけないというのが憲法15条にあります。

つまり、どんな世界でも、特に私たちは市議会議員ですが、市全体ですね。自分と違う信条、思想、考え、事情を持った市民が大勢いるわけですよ。そこで、私たちはこの場で何をしなきゃいけないかといったら、議論じゃないですか。反対者の感情、思想、いろんなさまざまな抱えている事情もお聞きし、改めて、ああそういう人もいるのかと知り、そういうのも含めて改めて考え直して、議論をし、重ね合って自分の結論を出すわけですよ。だけど、今回の訴え方は余りに一方的な攻撃でした。時間はちゃんとはかっていますから。長くていけないんです

か、許されている範囲ですから。

つまり、私たちは一方的な攻撃や、排除や、ハラスメントまがいの発言をするのではなく、論点を明確にして議論をしなければいけない、そういう議員の仕事、議員はそれが仕事だと思います。議会というのは、議員が議論するところです。議です。「議」というのは、右側に「義」というのがありますね。これは正しいという意味です、正しいこと。左側が「言」という字ですね。何が正しい判断かを議論を重ね重ねて、みんなで判断し合うという意味、それを丁寧にやるのが議員じゃないでしょうか。今の私の発言も長いというだけで、もうやめよというのがありますね。許される範囲でやっているんですから。

こういう経過を3週間経て、4カ月後には新しい市長選挙があるわけですが、私が非常に不安に思うのは、その系列の市長候補者が出てくるからです。

最後に改めてまとめますが、現市長は思慮不足だし、政策の判断力や決定力、決断力に欠ける面もあります。そこは、4月からもし続けられるなら、本当に死ぬ思いで自分を育てていかなければやり通せないと思います。だけど、今回、市長をやめよと辞職勧告を出した人たちにつながる新しい市長にしても、こういうやり方をする議員さんたち、これは新人が3人で、ベテランの域の方がお二人ですね。新人3人がよくこんなふうに行ったと思うんですけど、多分瑞穂市議会はこういうことをやってもいいんだと3年半で学んでこられたんでしょう。瑞穂市議会というのは、こういうのに乗ってもいいんだと。確かにそうです、そういう議会です。こういうのに系列、つながる、もしか変わった場合、新市長にも私は大変な不安を持っています。どっちもどっちだと私は思っています。だから、非常に判断に苦しんだんです。

しかし、今言ったような理由で、この決議案は余りに単純、感情的、あおり、<sup>※</sup> \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_。議員としてのあおりです。市民をあおるといふこともありますね。それが議員の仕事だとは思いません。ちゃんと論点を決めて、議論、発言をしていただきたい。

以上で、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会、鳥居佳史です。

私は、この辞職勧告決議案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の議会の一般質問の中で、ある議員が、市長のフェイスブック・アップのことを質問されたときに、市長の答弁が、そのPTAのメンバーが集まっている会場で、PTA会長で市議会議員を目指す人がいて、その人を応援したい気持ち云々ということを言われたと思います。この辺はちょっとどのように言ったか、場合によっては確認する必要があると思いますけど。

※ 後刻発言取消あり

それで、この理由の中に、このフェイスブックのことが書いていないんですけども、この決議以降の最近の発言で、そのような類似した発言があったということは、やはり御自分の発言への慎重さとか、丁寧さとか、その部分がやはり不足しているなあという部分で、これは非常に重大な、首長としての資格に類するという思いがいたしますので、改めてこの辞職勧告決議案には賛成の意見を述べさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 退出をさせていただき、棄権をさせていただきます。以上です。

〔8番 森治久君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） 発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 動議で休憩をよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時51分

再開 午後2時19分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第21 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第21、発議第6号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書の趣旨説明

を行わせていただきたいと思います。

発議者は瑞穂市議会議員 小川理、賛成者は瑞穂市議会議員 くまがいさちこ、瑞穂市議会議員 鳥居佳史でございます。

地方自治法第99条の規定に基づくだいまの議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をさせていただきたいと思ひます。

以下は趣旨説明でございますが、読み上げて提案とさせていただきたいと思ひます。

6月に閣議決定をされました「骨太方針2018」では、「後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する」とされました。具体的には、医療費窓口負担を現行1割から2割にする議論が始まっております。

後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入の減る中で、高齢者の生活を圧迫し、必要な治療が受けられない事態が深刻化することが懸念をされます。

生活費が毎月5万5,000円不足し（総務省「平成29年家計調査報告」）、貯金を取り崩して生活せざるを得ず、また「貯金なし」の高齢者世帯は15.1%（平成28年国民生活基礎調査）に上るといふのが、高齢者の生活実態であります。また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活も圧迫することになって、全世代に多大な影響を与えるものです。

全国知事会の「平成31年度予算等に関する要望書」は、後期高齢者の窓口2割負担への慎重な姿勢が示されております。

上記のような実情に配慮し、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を強く求めるものでございます。

以上で、趣旨説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議はございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませぬか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

---

#### 日程第22 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第22、発議第7号義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、清水治議員、若園五朗議員、若園正博議員の御賛同を賜りまして、義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書。

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや、義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みをつくり、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

そこで国としては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化を早期に進めるべきである。

1. 「義援金差押禁止法」については、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法として立法化を早期に進めること。

なお、提出先は、安倍晋三内閣総理大臣、菅義偉内閣官房長官、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第23、発議第8号精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 議席番号2番、創生クラブの今木啓一郎です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、若園五朗議員、清水治議員、若井千尋議員の御賛同を賜り、精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書を提出させていただいた件について説明をさせていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書。

障害者基本法において、精神障害者は、身体障害者及び知的障害者と同じく「障害者」として定義されており、障害者の自立のための支援策として、社会参加や就労、雇用の促進が図られている。こうした中、多くの精神障害者が、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として公共交通機関を利用している。

一方、各交通機関では、障害者向けに各種の運賃割引制度が実施されているが、対象者は身体障害者及び知的障害者に限定されていることが多く、精神障害者にとって経済的な負担となっており、自立や社会参加の妨げになっている。

平成28年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されるなど、近年、障害者のための制度改正が着実に進められている中で、こうした取り扱いの速やかな改善が求められている。

よって、国におかれては、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同等の運賃割引制度が適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講じるよう強く求める。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

なお、可決いただいた後ですが、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 根本匠殿、国土交通大臣 石井啓一殿、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿です。

以上、御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 発議第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第24、発議第9号保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会、鳥居佳史です。

発議第9号保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書、発議者は私、鳥居佳史、賛成者、杉原克巳議員、同じく賛成者、堀武議員により、地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出させていただきます。

意見書の内容を朗読させていただきます。

現在、政府は認可保育所の整備や新しい形態の保育事業所を拡大するなど待機児童解消に向けた取り組みを進めている。しかしながら、量の確保にとどまり保育の質が置き去りになっていることや、保育士が低賃金で長時間過密労働になっている状態を抜本的に改善するための施策が出されていない。さらに財務省が来年度予算に向け財政制度等審議会へ公定価格引き下げの提起をしていることは、保育士の処遇改善を進める動きと逆行することだと懸念される。保育現場では人材の定着・確保が厳しく、慢性的な人手不足が生じている。人手不足の中では、保育実践の継承も難しく、また施設外研修へ行くことすら困難な状況に置かれている。保育の質を向上し、子供の発達する権利を保障した実践ができるためにも、保育士が見通しを持ち長く働き続けられるような処遇改善が必要である。

愛知では保育労働実態調査が2017年11月から2018年2月まで行われ、県内の公立・民間の保育士1万646人から回答があった。正規職員の調査結果から休憩時間に事務を行っている実態や、月の時間外労働時間が平均18.9時間に対して、14時間以上のサービス残業（不払い残業）をしている実態が明らかになった。一方、超過勤務手当が全て支払われていることや休憩がほとんどとれている保育士は、そうでない保育士よりも1割ほど就業継続意欲が高まるという結果も出ている。

保育士は、憲法に保障された“個人の尊厳”や“健康で文化的な最低限度の生活”など、国民一人一人の人権を守り、生かしていく専門職である。専門性を発揮した質の高い保育実践をしていくためにも、保育士が離職せずに働き続けられるよう、職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を国の責任で行っていく必要がある。

よって政府においては、下記の事項の実施を強く要望する。

記1. 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格について抜本的な改善を行うこと。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 根本匠殿。

以上です。慎重審議の上、御賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。

発議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第9号は否決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後3時25分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

先ほどの私の反対討論の中の文言を削除してもらいたいという動議が出ましたので、これに応じます。

「最後に改めてまとめますが」のところからずうっと、途中から「この決議案は余りに単純、感情的、あおり」と言って、その次です。「<sup>※</sup>—————、—————、—————、—————。—————、—————」と。ここにいただいた資料、テープ起こしのところで線が引かれています。その後に「議員としてのあおりです」と言っているんですけど、私は、だから文脈としては議員としてのあおりと言っていないかと思ったんですけど、言っているの、問題はないと思ったんですが、コミュニケーションって、送り手と受け手で成立するものですから、<sup>※</sup>異議があるわけですから、妥協して、ここは取り消しをしたいと思います。

以上です。時間をとらせてごめんなさい。

○議長（藤橋礼治君） 地方自治法第117条の規定によって、くまがい君の退場を求めます。

[16番 くまがいさちこ君 退場]

○議長（藤橋礼治君） ただいま、くまがいさちこ君から本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、反対討論の一部を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、くまがいさちこ君からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定をしました。

くまがいさちこ君の入場を求めます。

[16番 くまがいさちこ君 入場・着席]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君に申し上げます。くまがい君からの発言の取り消しの申し出は許可されました。

※ 取消発言

---

## 日程第25 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出をしております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件説明します。

まず1件目は、平成31年1月31日に、岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会及び情報交換会が土岐市のセラトピア土岐で開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、平成31年2月3日に、巢南公民館多目的ホール及び市民センター大ホールで第10回意見交換会を開催するに当たり、全議員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） この件につきまして御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

---

## 閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成30年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月21日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 松野 貴志

議員 北倉 利治